２００４（平成１６）年5月１４日
放送と人権等権利に関する委員会決定第２２号

# 権利侵害申立てに関する委員会決定

放送と人権等権利に関する委員会
委員長　飽戸　弘

申立人　　北海道在住中学校教諭
被申立人　　北海道文化放送株式会社

## Ⅰ　申立てに至る経緯

苦情の対象となった放送番組
　北海道文化放送（ＵＨＢ）が２００３年１０月１４日午後５時５０分から放送した＜スーパーニュース＞内「今日の特集」
特集の内容
　「生徒にキスを迫った教師の信じられない行為に親も激怒・・・処分は妥当？スクールセクハラの驚くべき実態」（新聞テレビ欄タイトル）

申立人は、「５回にわたって自校の女子生徒の頬にキスをしたほか､同生徒と二人だけでドライブや食事に行き、また自宅の鍵を渡して生徒を自宅に招くなど、教育公務員としての節度を著しく逸脱した」として、北海道教育委員会から２００２年４月１２日付で懲戒免職処分に付された。

この処分に対して、申立人は、北海道人事委員会に対して懲戒権の濫用があるとして、処分の取消ないし修正を求める不服申立てを行った。

この申立てに対し、北海道人事委員会は、２００３年7月１０日、申立ての一部を認め、「申立人の行為は、教育公務員としてふさわしくない非違行為に該当するが、いわゆるセクシュアル・ハラスメントと評価されるものでなく、刑罰法規に触れるものではない」として、「処分は重きに失し、処分者の裁量権を逸脱した違法がある」（要旨）との理由で、停職６か月の処分に修正する裁決を下した。

これに対して北海道教育委員会は、同年９月１８日、再審を請求したが、同年１２月１７日、再審事由に当たらないとして却下した。

以上の事実経過の中で、北海道教育委員会の再審請求後、その却下決定がなされるまでの間である１０月１４日に行われたのが本件放送であり、申立人は、本件放送内容が申立人の名誉を毀損し、申立人の職場復帰を妨げるものであるとして、１０月１７日以降１２月２２日まで、申立人代理人を通じ苦情を申し入れ、再三にわたり交渉の機会を持ったが、了解に達せず、２００４年1月７日、当委員会に対して本申立てを行うに至ったものである。

## Ⅱ　申立人の申立て要旨

申立ての趣旨、理由及び要求は、およそ次の４点に要約される。

１　懲戒処分の対象となった申立人の行為についての報道の誤り

申立人が生徒に対して「頬に」キスしたことは、北海道人事委員会の裁決においても明記されており、それは「親愛の情」を示すものではあっても「わいせつ行為」や「セクシュアル・ハラスメント」にはあたらず、強制わいせつ等刑罰法規にも触れないとされているにもかかわらず、本件放送においては再三にわたり「キスをした」とコメントしたことは、事実を歪曲したものである。

２　北海道人事委員会の性格についての無知とその修正裁決に対する偏見的報道

北海道人事委員会が行政機関から独立した第三者機関、準司法機関として設置されていることを理解せず、北海道教育委員会による懲戒免職処分を修正した北海道人事委員会の修正裁決があったことを、「ある組織が（懲戒免職処分に）待ったをかけた」と揶揄的に紹介し、「身内が身内を裁くのはだめだ」との関係者のコメントを流したり、その審理が非公開で行われた理由を間違えて述べるなど、視聴者の認識を誤らせるコメントを行った。

３　申立人側に対する取材についての意図的な軽視

申立人代理人に対する取材が十分に時間的余裕を持って行えたにもかかわらず、放送の直前の時期に電話取材を行ったにすぎず、その内容も一切報道されず、放送内容にも反映されていない。

４　取消放送及び告知の要求

全体として、本件放送内容は申立人の名誉毀損に当たり、その教壇復帰を意図的に妨げるものであり、救済措置として上記項目等について取消放送を行い、その趣旨を書面化して申立人、人事権者である北海道教育委員会および北海道人事委員会に送付

すること。
（注）その後、２００４年3月２５日、申立人が４月から教壇復帰することが決定したことを理由に、上記のうち、取消放送した趣旨を書面化して、「人事権者である北海道教育委員会および人事委員会に送付する」との要求事項は、申立書から削除された。

## Ⅲ　被申立人の答弁要旨

１　申立人の行為について、コメントにおいては「キスをした」と報じたが、画面では「頬にキスした」との北海道人事委員会の裁決書の文字の接写を２度にわたり映しており、事実を報じている。
　申立人に対する処分は、北海道人事委員会によって「懲戒免職」から「停職６か月」に軽減修正されたものの、それは「懲戒免職」に次ぐ重いものである。これは、「教育公務員としてあるまじき非違行為があった」と人事委員会も認めたことによるものであり、被申立人としては、それら非違行為を「セクハラ的行為」と捉えたのである。

２　人事委員会の性格とその評価については、関係者のコメントの中に不適切な部分があったが、その余のコメントは価値あるものと考え、発言者の立場を尊重し、かつ発言はできるだけありのままということで、ことさら修正するには至らなかったものである。また、人事委員会が司法府の訴訟手続とは同列に論じられるものではないと理解している。
　また、北海道教育委員会の懲戒処分に対して「ある組織が待ったをかけた」と言及したことについては、直後にコメントとスーパーで「道人事委員会」と説明しており、誤解の余地はない。

３　申立人代理人に対する取材が無視されたという点については、内容的には放送上必要とされる事実関係の確認点として一部反映させたと考えているが、その主張の多くを放送しなかったのは、代理人が匿名を条件としたことから、それでは代理人の実在が担保されないため、番組に組み入れることができなかったからである。

４　放送の意図は、教師によるわいせつ、セクハラ事案が続く中で、被害を受けた両親の立場と教育委員会の考え方について知ってもらうこと、また、防止策について考えることであって、申立人の地方公務員としての身分回復を妨害しようとしたものではなく、問題行動を起こした教師への処分のあり方がテーマではない。

## Ⅳ　委員会の判断

本委員会は、申立人の申立書と提出にかかわる各証拠、被申立人の答弁書、答弁書に対する反論書、再答弁書を検討するとともに、被申立人から提出された当該番組の放送録画、２００３年１２月１７日、同日の再審請求却下の決定を受けての同番組における放送録画を視聴し、また、申立人と申立人代理人、被申立人から意見を聴取したうえ、次のとおり判断する。

１　申立人の行為に関する報道について

口頭によるコメントはすべて「キスをした」と述べ、このことから通常、口唇をあわせるキスを想像させられ、とくに中学生に対する行動としては、「強制わいせつ」、ないしは「セクシュアル・ハラスメント」とみなされる恐れのある表現をしている。申立人の行為が「頬にキスした」ものであったことは疑問を入れる余地がなく、被申立人もそのことを認識していた。被申立人は、画面に「頬にキス」との文字を映したから問題はないと主張するが、画面に取り込まれた文字は往々にして見落とされることがあり、また口頭によるアナウンス効果の方が視聴者にとっては大きい場合もあり、軽々に「キスをした」とのみコメントしたことは、申立人の社会的評価を低下させたと考える。

２　北海道人事委員会並びにその修正裁決に関する報道について

都道府県の人事委員会が、司法機関、すなわち憲法上行政・立法機関から独立し、公開法廷のもとで、証拠によって判決を下す機関と異なることは、被申立人の指摘を待つまでもなく当然のことであるが、同委員会が、議会人事により、人事権者から独立しその決定を審査する準司法機関であり、行政に対する独立性、第三者性を持っていることも間違いのないところである。

言うまでもなく、報道機関がその具体的決定を批判することはなんら差し支えのないところであり、それは国民主権、住民主権の原理に由来するものである。しかしながら、その批判は、客観的な資料に基づき、理性的なものでなければならない。

本件放送内容からうかがえる被申立人の同委員会の性格に関する認識については、関係者のコメントの取扱いを含め、放送全体から受ける印象からすれば、必ずしも十分であったとは言えない。このこと自体が直接申立人の人権侵害等を構成するものとはいえないが，放送全体を評価する上で重要な関係があることと考える。

３　申立人ないし申立人代理人に対する取材について

被申立人が申立人に対して取材をしようとしたことは当事者間に争いはない。その

際、申立人自身が取材を受けることを拒否し、申立人代理人から聞いてくれるように求めたことも自然であり、その場合、報道の公正・公平を期するため、被申立人としては申立人代理人に対して適切な方法で取材をすべきであり、本件においてはその取材は行われたものと判断される。

その取材に着手した時期について、遅きに失したとの印象は避けがたいが、なお、時間的にその内容を放送に反映させることができたであろうということを前提に、双方の主張を見るとき、被申立人は「その内容を一応反映させた」と弁明しているが、具体的にどの部分にどのように反映させたのか、必ずしも明らかではない。申立人代理人としては、匿名を維持しつつ、少なくとも「申立人代理人は・・・・と述べている」という程度の放送を期待していたのに対して、被申立人は、「匿名では代理人の実在の担保にならない」との理由で、その発言の内容を紹介しなかったという。

しかし、申立人代理人が期待するような方法で放送することは裁判報道などでままあることであり、実在の担保は、報道機関がそのことに関して確信できる取材を行っておれば確保されることであり、匿名にしたことについてなんら批判を受けることはないであろう。（現に再審却下決定のあった２００３年１２月１７日の放送では、「教師の代理人は」として、その談話を放送している）

４　以上、個別的な論点について考察したが、本件放送の制作意図が、被申立人の主張するように、近時多発する教師の不祥事、とりわけ女子生徒に対するわいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントに対し、教育界全体の問題として警鐘を鳴らすことにあり、あわせて、被害を受けた生徒並びにその家族に対する温かいケアが必要であることを訴えるものであったことは認められる。

教師のセクハラ問題を、「公務員の地位における行動」という公共の利害事実に関する問題として取り上げた点には公益性があると評価されるべきである。最後の女性キャスターのやや感情的ともいえる締めくくりのコメントもその脈絡上で考えれば理解できなくはない。また、本件放送全体の制作意図の中に、申立人本人の社会的評価をことさらに低め、その教壇復帰を故意に妨げようとの意図があったとまでは見ることはできない。

しかしながら、本件放送の最大の問題は、そのような制作意図の下に作られる番組において、衆目一致して社会的、倫理的に厳しい非難に値するとの評価を受けるケースならばともかく、何ゆえ、本件のような、生徒に対して非違行為があったにせよ、準司法機関である北海道人事委員会がその程度ではわいせつ行為にも、セクシュアル・ハラスメントにも当たらず、また刑事罰が適用されるケースではないとして、北海道教育委員会が行った処分を批判して懲戒処分を軽減させたケースを取り上げたのか、という点にある。

冒頭に「特集の内容」として記したように、新聞のテレビ欄には「生徒にキスを迫った教師の信じられない行為に親も激怒・・・処分は妥当？　スクールセクハラの驚くべき実態」と当該特集の内容が紹介されていた。

この記述は、まさしく、当該番組の前段で女子生徒たちが具体的に証言しているような明らかなわいせつ・セクハラ行為を犯した教師と、本件申立人とを同列に扱ったことを示している。すなわち、わいせつ・セクハラ行為に関する一般論と北海道人事委員会で裁決された個別の問題とを混同して番組が構成されているのである。

このような啓蒙的番組において、何らかのニュース性のある事件を契機に制作、放送することが、より視聴者の関心を呼び、啓蒙効果をもたらすものであることは想像に難くないが、取り上げるケースがその制作意図にマッチするものであってはじめて意味があることであり、誤って制作意図にそぐわない事案を取り上げたときには、事案について正確を期そうとすれば、意に反して制作効果自体を減じることになるし、逆に本件のように、制作意図に忠実であろうとすれば、意識するしないは別として、事実調査をおろそかにしたり、事実を歪曲することとなり、ひいては取り上げられた事案の当事者の名誉を毀損し、社会的評価を低下せしめ、その人権を侵害する結果を招くことになる。

## Ⅴ　結論と措置

本件では、被申立人には、はじめから申立人が自らの保護下にある生徒に対して、必要以上に親近感をあからさまに示し、教師としてあるまじき行為を重ねたとして、申立人に対する強い非難感情が基底に存在しており、非行教師を教育界から排除すべきとの問題意識が先行した結果、取り上げたケースの具体的事実関係及び懲戒処分とその修正過程を客観的に調査し、申立人側の主張を丁寧にフォローすることを怠ったために、結果的には修正裁決において処分が軽減されたにもかかわらず、逆に「申立人に対する社会的評価をさらに低下させ、本件放送が申立人に対して教壇への復帰を一層困難にしたのではないかという強い不安を与えた」という点において、申立人の人権を侵害したものと考える。（この点については別紙のような少数意見があった）

よって本委員会は、被申立人に対し、申立人への人権回復の措置として、本決定の主旨を放送するとともに、積極的な制作意図で作られる番組であっても、その中で具体的なケースを取り上げる場合､対象となる事案については慎重な配慮が必要であり、いやしくも個人の人権が不当に侵害されるようなことがないよう、制作に当たっての取材・編集のあり方について改善努力をするよう勧告する。

なお、前記２００３年１２月１７日放送の同番組での訂正は、北海道人事委員会の裁決が北海道教育委員会の処分から１年３か月かけて出されたものであるのに、わずか３か月で出されたと報道した部分だけである。その余の論点については再審に至るまでの経過が客観的に報道し直されてはいるが、訂正としては不十分と考える。

しかしながら、現時点において改めて訂正放送をすることは、すでに教壇復帰を遂げている申立人にとって、かえって好ましくない影響がありうることを考慮し、これを行わないこととする。

〔少数意見〕

私は、本件放送が教員によるわいせつ行為やセクハラ行為が最近多発している状況を伝えたすぐあとに、それに連続させる形で申立人の問題行動を取り上げることでわいせつやセクハラと同種の問題として扱い、また、人事委員会の裁決までの期間を明らかに誤って伝え、さらに人事委員会の性格や役割について不正確あるいは不適切なコメントを加えるなどした点で、本件放送を全体として評価した場合に放送倫理上問題があったという判断は免れ難いものと考える。しかしながら、それを超えて人権等権利の侵害があるとして法的責任を認定する場合には、国民の「知る権利」に奉仕するという報道の重要性にかんがみて、よりいっそう厳密な判断をすべきであると思う。その点で、私は、本件放送が申立人の人権等権利を侵害したと認定した多数意見には賛成できない。

公共の利害に関する事項について自由に批判、論評を行うことは、報道の自由の行使として憲法が保障するところであり、その対象が公務員の地位における行動である場合には、その批判等により当該公務員の社会的評価が低下することがあっても、その報道の目的が公益を図るものであり、その前提としている事実が主要な点において真実である場合には、人身攻撃に及ぶなど論評としての域を逸脱したものでない限り、名誉権侵害の違法性を欠くものというべきであるが、本件放送は、人事委員会の修正裁決においても「教育公務員としてふさわしくない非違行為に該当する」とされた申立人の公務員の地位における行動を取り上げたものであって、多数意見も認めるように、その内容は公共の利害に関する事実に係るものであり、また、その目的もことさらな人身攻撃を意図したものとみることはできず、報道目的に公益性も認められるものである。

前述のように、本件放送に放送倫理上の問題はあると考えるが、申立人がわいせつ行為等をしたと断定して報道しているわけではなく、申立人の行動について虚偽の事実を報じているわけでもない。また、人事委員会裁決までの期間の誤りや人事委員会の性格や機能についての不正確あるいは不適切なコメントも、放送倫理上の問題は残ると思われるが、申立人自身の行動を誤って伝えているわけではない。申立人は、そのことをもって「間接的名誉毀損」に当たると主張するが、民主主義社会における公共の利害に関する事実の報道の重要性という点に照らして、そのような考え方は支持しがたいと考える。女性キャスターによる締めくくりのコメントも、その前提となる事実が主要な点で真実と認められるので、「公正な論評」の域を逸脱したものとはいえないと思う。

（右崎　正博　委員）

## Ⅵ　審理経過

審理経過は以下のとおりである。

| 年　月　日 | 審　　理　　内　　容 |
|---|---|
| ２００４年1月　７日 | 申立人、「申立書」を提出 |
| 1月　８日 | 被申立人に「答弁書」及びビデオテープの提出を要請 |
| 1月１５日 | 被申立人、「答弁書」及びビデオテープを提出 |
| 1月２０日 | 委員会、審理開始を決定 |
| ２１日 | 申立人に「審理開始」を通知し「反論書」の提出要請<br>被申立人に「審理開始」を通知 |
| 1月３０日 | 申立人、「反論書」を提出 |
| 2月　２日 | 被申立人に「反論書」を送付し、「再答弁書」を要請 |
| 2月１２日 | 被申立人、「再答弁書」を提出 |
| 2月１７日 | 委員会審理 |
| 2月２３日 | 申立人・被申立人に「ヒヤリング」開催を通知 |
| 3月１６日 | 委員会「ヒヤリング」開催、審理 |
| 3月２５日 | 申立人、教壇復帰が決定したことに伴い「申立書」の一部変更を委員会に通知 |
| 3月３１日 | 第１回起草委員会 |
| 4月２０日 | 委員会、審理及び「委員会決定」了承 |
| 5月１４日 | 「委員会決定」を通知・公表 |